

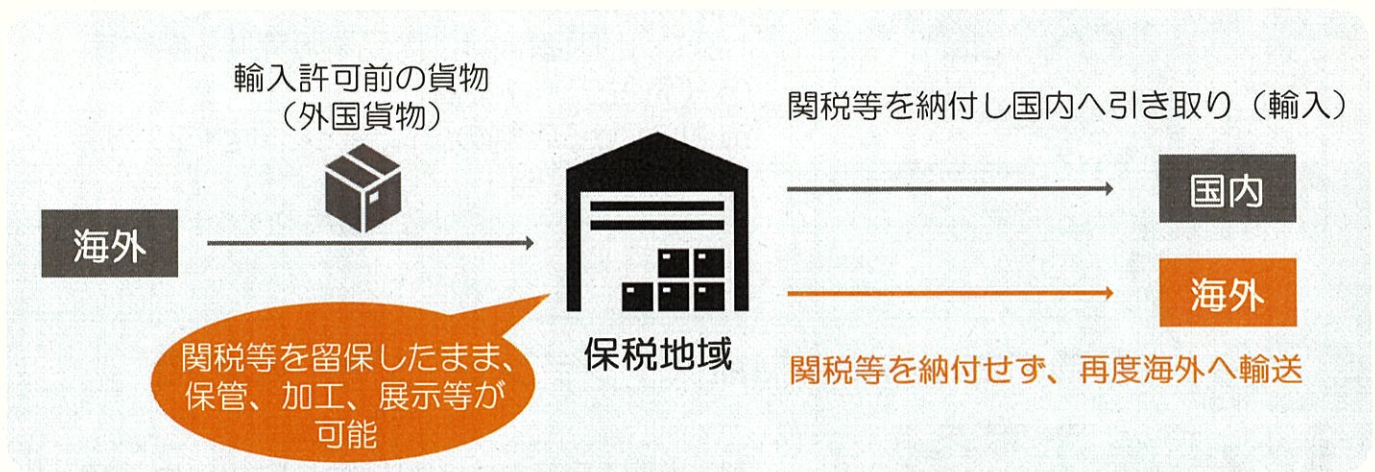


# 「保税制度」を活用してみませんか？

## 保税制度とは

保税制度は、輸入許可を受ける前の貨物（外国貨物）について、「保税地域」とよばれる税関の許可を受けた倉庫や工場、博物館等で、**保管、加工、展示等**を可能とする制度です。

保税地域の許可を受け、保税制度を活用することで、**関税等の税金を留保したまま、これらの行為ができる**ようになるため、商取引上大きなメリットが得られます！



## 保税地域の種類と機能

### 保税蔵置場

外国貨物の積卸・保管等が可能  
(例：倉庫、上屋)



### 保税工場

外国貨物の加工・製造等が可能  
(例：造船所、製油所)



### 保税展示場

外国貨物の展示・使用等が可能  
(例：博覧会、博物館)



※ 上記の他、外国貨物の一時蔵置等が可能な「指定保税地域」や、保税蔵置場・保税工場・保税展示場の総合的機能を有する「総合保税地域」がある。

# 保税制度の様々な活用方法

## 例1 国際的なオークション・アートフェア等の開催



保税展示場  
(青森県立美術館)

- 海外からの美術品について、再度海外に輸送する場合は関税等の納付が不要であるメリットを活かし、オークション・アートフェア等を開催。
- 美術品以外にも、様々な物品・イベントでの活用が可能！

※マルク・シャガール(1887-1985)によるバレエ「アレコ」の背景画を展示

## 例2 インバウンド等に対応した保税売店（免税店）の設置



空港型免税店  
(那覇空港)

- 空港の出国エリアや外航クルーズターミナル等において、出国者向けに物品を販売する保税売店（免税店）を設置。
- 市中における店舗の設置や、入国者向けの店舗の設置も可能！

## 例3 内陸部における物流拠点（インランド・デポ）の設置



内陸部の保税蔵置場  
(長野県内)

- 製造拠点近傍での外国貨物の取扱いや手続の実施によるリードタイムの短縮を図るため、内陸部における物流拠点（インランド・デポ）を設置。
- 内陸部で製造・生産された貨物の輸出をはじめ、様々な事業者のニーズに対応！

## 他にもこんな活用方法が考えられます！

- ✓ 保税展示場でのファッションショーの開催
- ✓ 保税工場で海外からの中古製品を修理し、海外向けに販売
- ✓ 自治体等によるポートセールスへの活用

- 保税制度の詳細や保税地域の許可の概要については、税関ホームページをご覧ください。

<https://www.customs.go.jp/hozei/index.htm>

- 詳しくは、税関までお問い合わせ下さい。

函館税関 監視部保税地域監督官 0138-40-4276

